地域防災力向上支援事業補助金取扱基準（除雪器具）の運用について

１、本補助金については、他の補助品目と同様「地区防災活動マニュアル」の作成及び「地区雪害対策マニュアル」の作成が必要である。

２、補助対象品目は、自主防災組織に対する資機材購入の補助であるため、自主防災組織として使用する除雪器具について補助を行う。

３、除雪器具のうち小型除雪機については、１台目は市の貸与機器を利用するものとし、２台以降組織内で必要となった場合この補助制度を利用するものとする。

４、雪かき、氷割り等定期的に消耗される物品については、高齢化等により小型除雪機などの機器での除雪が困難な地区のみとし、「地区雪害対策マニュアル」による組織としての必要数を補助対象とし、区民等が任意に行う除雪作業に伴うものは補助の対象外とする。

５、上記以外の場合は都度協議するものとする。